

## 議案第 2 4 号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

#### 1 和解の相手方

佐倉市

個人

#### 2 損害賠償の額及び和解の内容

(1)市は、相手方に対し、損害賠償金として1,274,680円を支払う。

(2)本和解条項に定めるもののほか、本件に関し市と相手方との間には、債権債務の関係が一切存在しないことを確認する。

#### 3 経緯

令和6年9月16日、大崎台に所在する市の管理する緑地から、隣接地内まで張り出していた樹木の枝が、同隣接地内の相手方住宅2階屋根に接触し、同屋根を破損するとともに、同破損により落下した屋根瓦が同住宅の1階屋根を破損した。

令和6年12月2日提出

佐倉市長 西 田 三十五